

別紙7

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の 2第1項第6号又は第7号によ り随意契約をすることができる 場合	今回の契約が左に該当することの説明
競争入札に付することが不利 と認められるとき、又は時価に 比して著しく有利な価格で契約 を締結することができる見込み のあるとき。	<p>1. 契約の概要 「堤防と道路との兼用工作物管理協定（昭和52年4月締結、中部 地方整備局長（河川管理者）・岐阜県知事（道路管理者））」第3条の 規定では、堤防の法肩から法長1mについては道路管理者が維持管 理をすることになっている。 本委託は上記協定に基づき、揖斐川町から池田町及び大野町にか けての揖斐川堤防兼用道路で、一般県道（脛永万石線、本庄揖斐川 線）区間の除草業務を行うものである。</p> <p>2. 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明 河川管理者である国土交通省木曽川上流河川事務所揖斐川第一出 張所は、洪水に対する安全な堤防の維持管理を図る目的で、毎年堤 防法面を除草しており、現在業務期間にR4.3.28～R5.3.31で受注し た「㈱久保田工務店」が業務を行っている。</p> <p>道路管理者分（県）も河川管理者（国・国土交通省）の委託先業 者に委託し、一連作業や施工管理をすることにより、工事の安全性 確保と効率化を図ることが出来る。また、除草機械の大型化による 直接工事費の削減により、安価に業務を実施できることから、河川 管理者が契約している「㈱久保田工務店」と随意契約したい。</p>